

登所許可証

託児所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう下記の感染症について登所許可証の発行をお願いします。

感染力のある期間を配慮し、子どもの回復状態が集団での保育生活可能となつてからの登所であるようご配慮ください。

【保護者記入欄】

ぷていふる所長殿	児童名
----------	-----

【医師記入欄】

病名（主治医記入欄・・・該当に○をお願いします。）	
麻疹（はしか）	流行性角結膜炎
風疹	百日咳
水痘（水ぼうそう）	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	
結核	急性出血性結膜炎
咽頭結膜熱（プール熱） ※アデノウイルスによる発熱	髄膜炎菌性髄膜炎
	その他の感染症

症状が回復し集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登所可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印

ぷていふる

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後4日まで	解熱後3日を経過していること
風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日間経過していること
流行性角結膜炎	充血、目ヤニ等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157,O26、O111等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること(※1参照)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

1. 医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレの排泄が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登所可能である。)

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については(—)としている。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)より

*一部「学校保健安全法施行規則」を準用